

通信業界における違法情報等に対する これまでの取り組みなど

令和6年2月5日

(通信関連4団体) 違法情報等対応連絡会

主査 桑子博行

目次

1. 違法情報等対応連絡会について
2. これまでの取り組み
3. 東日本大震災時の「流言飛語」への対応
4. ネット上の違法有害情報対策において考慮すべき点など
5. 偽・誤情報対策の推進について

1. 違法情報等対応連絡会について(プロ責法関連なども記載)

(連絡会の設立経緯など)

2002年

- 2月 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会を設立
名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン、著作権関係ガイドライン検討
- 5月 上記の2つのガイドラインを策定・公表
プロバイダ責任制限法が施行

2005年

- 9月 総務省・インターネット上の違法・有害情報への対応の研究会が発足
- 10月 ネットを利用した自殺予告事案の増加にともない、通信4団体で
インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン策定

2006年

- 9月 通信関連4団体で違法情報等対応連絡会(主査:桑子)を設置して、
違法ガイドライン等を検討
- 11月 インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン、および
違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項を策定

2007年

- 3月 発信者情報開示関係ガイドラインを策定

2009年

- 8月 違法・有害情報相談センターを開設

※ その後、違法ガイドライン、契約約款モデル条項の改訂など

インターネット上の違法・有害情報への対応 (総務省ホームページから)

違法な情報

権利侵害情報

〇〇はヤブ医者である(名誉毀損)
海賊版サイト(著作権侵害)

その他の違法情報

児童ポルノ・わいせつ物
麻薬・危険ドラッグの広告

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報)
自殺を誘引する書込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト
暴力的な表現

国による制度整備

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

- 誹謗中傷の書込み等を**禁止事項**とし、これに反する場合の**削除等**を規定する利用者との約款のモデルを提示

関係ガイドライン

- 具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応

違法・有害情報相談センターの設置・運営

- インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

1. 違法情報等対応連絡会について（設置要綱からの抜粋）

1. 目的

インターネット上の違法・有害情報への適切かつ迅速な対応を図るため、通信業界としての各種ガイドライン（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会やファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会において策定のガイドラインを除く）やモデル約款等を検討・策定し、関連事業者への周知・啓発等を行うことによりネット社会の安全・安心を目指すものとします。

2. 構成員（※LINEヤフーを除くプラットフォーム事業者は下記4団体に参加していません）
（社）電気通信事業者協会、（社）テレコムサービス協会、（社）日本インターネットプロバイダー協会、（社）日本ケーブルテレビ連盟の各協会が選出した者により構成する。
また、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができる。

3. 違法情報等対応連絡会は、次の業務をはじめ、インターネット上の違法・有害情報対策に必要な取り組みを行うものとします。

- ・ インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドラインの策定
- ・ 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の策定
- ・ インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定

4. 事務局 テレコムサービス協会がこれに当たります。

2. これまでの取り組み

- ・ インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

平成18年11月策定、その後、法改正等にともない5回ほど改訂

- ・ 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項（解説）

平成18年11月策定、その後、15回ほど改訂（解説部分の改訂含む）

令和4年8月 銃砲の不正な製造関連

令和5年2月 いわゆる闇バイト関連

令和5年6月 オンラインカジノ関連

令和5年10月 人権・同和問題関連

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

(平成18年11月策定、平成26年12月最終改訂)

- 違法な情報に関する判断基準や、警察等の第三者機関による違法性の判断を経て行う対応手続きなどを取りまとめ

○電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 貸金業法関連法規
- 5 その他の法規

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断



送信防止措置等の対応

○第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

警察機関 又は 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関 および
インターネット・ホットラインセンター

○書式

- 警察機関からの送信防止措置依頼
- 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの送信防止措置依頼
- ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第1条(禁止事項)

第2条(契約者の関係者による利用)

第3条(情報等の削除等)

第4条(児童ポルノ画像のブロッキング)

第5条(青少年にとって有害な情報の取扱について)

第6条(連絡受付体制の整備について)

第7条(利用の停止)

第8条(当社からの解約)

第9条(関連法令の遵守)

(平成18年11月策定、その後、改訂15回)

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項 第1条(禁止事項)

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項 第1条(禁止事項)

- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説(一部抜粋)

(16) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為

- ・具体的には、価格、種別、引渡し日時等を特定したけん銃及び重火器等の譲渡や免許証等の公文書の偽造の請負や、実行日時、場所、被害者等を特定した殺人や強盗、強姦性交等、強制わいせつといった強行犯の協力者の募集や依頼等のほか、特殊詐欺、偽造通貨の交付、臓器売買、人身売買、自殺関与等、広く違法行為の請負・仲介・誘引となる行為やこれらに関する情報を掲載することがこれに該当します。
- ・なお、違法行為の請負・仲介・誘引となる情報が明示的に掲載されていない場合であっても、具体的な仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆して人を募集する投稿など、当該投稿や前後の内容、社会的情勢その他の事情から、社会通念上、違法行為の請負・仲介・誘引となる行為やこれらに関する情報を掲載していると判断可能な場合もこれに該当します。
- ・また、ウェブサイト上の情報から3Dプリンタによる銃砲が製造可能な設計図情報の掲載が強く疑われる場合や、ウェブサイトに掲載されている情報(詳細な製造方法、性能、使用目的等)から銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長していると認められる場合には、銃砲の不正な製造を誘引する行為に該当します。

(17) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

- ・具体的には、人の殺害現場や犯罪による死体等の残虐な画像や、人が残虐に殺される動画等の情報や、動物虐待やいわゆるグロテスク系の動画像といった社会通念上著しく他者に嫌悪感を抱かせる情報をホームページ等に掲載する等の行為がこれに該当します。

3. 東日本大震災時の「流言飛語」への対応

インターネット上の流言飛語への対応に関する情報提供の概要（2011年4月当時）

行政機関（警察庁等）からネット上の流言飛語に関する削除等対応の要請



事業者において、ガイドラインや約款等に基づき、削除等の対応を検討



事業者の判断および対応（①自主的に削除が可能、②削除は不可）



違法情報等対応連絡会事務局（テレコムサービス協会）へ情報提供



ホームページ（<http://www.telesa.or.jp/taisaku/>）に要請内容等を公表
（関連の事業者への注意喚起、および事業者の対応の参考として提供）

（ホームページ上の掲載イメージ）

東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語への対応に関する情報提供について

東日本大震災後、地震等に関する不確かな情報等、国民の不安をいたずらにあおる流言飛語がインターネット上に流布しております。

以下は、地震等に関連する情報であって、行政機関から削除等対応の要請を受けた情報等について、関係の事業者等が、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」や約款に基づき、自主的に削除等の対応を行ったものを、当該事業者等から情報提供いただいたものです。

これらの情報に十分注意いただくとともに、事業者の皆様の対応の参考として提供しております。

（平成23年4月〇日（〇）〇〇時〇〇分現在）

要請日時	要請の内容	サイトの種類	対応	その他
------	-------	--------	----	-----

3. 東日本大震災時の「流言飛語」への対応

(過去の経験から) 求められる対応 :

- ✓ ネット上では残念ながら流言飛語が飛び交っており、いまや日常的な状況となっている。
- ✓ 特に、大きな災害時には国民の不安をいはずらにあおる流言飛語がネット上に流布し、恐怖感を煽ったり、暴動など重大な問題を引き起こす可能性があるので、速やかな対応が必要である。
- ✓ 表現の自由等の観点から、不適切な流言飛語は事業者の自主的な判断にもとづいて削除等の対応を行うことが基本と考えている。
- ✓ 新聞・テレビ局などマスコミとの連携も重要であり、迅速な取材対応や情報提供も求められる。
- ✓ また、行政機関が国民に対して適切な注意喚起することは重要である。
- ✓ あらかじめ災害発生等を想定した上で、緊急時における偽・誤情報対策の取り組み体制を確立する必要があるのではないか。

4. ネット上の違法有害情報対策において考慮すべき点など

- さまざまな動きがネットに関わっており、日々の情報を幅広く把握することが重要。
- 法制度上の検討等を含めて、関係府省庁との意見交換や連携などが重要。
- ネットが犯罪に関わるケースが飛躍的に増加しており、通信業界としてガイドラインやモデル条項（解説を含む）の迅速かつ適切な改訂が求められている。
- 事業者への周知は重要であり、改訂内容等を公表・アップするのみでなく、必要に応じて説明会等の場を設けてしっかりと理解いただくことが重要。
- 事業者も、ユーザーへの違法有害情報に関する適切かつ分かりやすい説明が重要であり、問題が生じた際の問題発生時の公表は必須。

5. 偽・誤情報対策の推進について（桑子コメント）

- ・ ネット社会において、偽・誤情報の拡散は社会の大混乱を招く可能性がある。
- ・ フェイクニュース、フェイク画像・動画を見分ける能力がすべての国民に不可欠であり、さまざまな場を通じて注意喚起するなど理解を促進する必要がある。特にネットの利用が当たり前の青少年には、フェイクを見分ける力を養う教育は必須である。
- ・ 信頼できる機関との連携は必須であり、フェイクか否かを確認する上で、情報の確認先を把握しておく（国内では府省庁、関係機関、マスコミ等）。
- ・ いまや国家の安全保障にも関わるケースも現れており、言論の自由や表現の自由などに配慮した上で、慎重かつ迅速な対応が求められている。
- ・ AIによる偽情報リスクはますます高まっており、関連技術の進展を注視する必要がある。
- ・ 諸外国における取り組みを参考に、ネット利用者を含む幅広いメンバーで構成される偽・誤情報対策の検討の場を設け、早急に対応方針などを議論すべきではないか。

(ご参考) 想定される検討の場のイメージ (桑子・案)

インターネット上の偽情報・誤情報対策推進協議会

※ 協議会を設置して、定期的に関連情報の共有も図るものとする。

参加者: (幅広い関係者が参加する場とする)

プラットフォーム事業者、通信事業者団体、ファクトチェック機関、マスコミ等(テレビ局、新聞社ほか)、ネット関連相談機関、消費者団体、学識経験者、学校関係者、地方自治体(都道府県、政令指定都市)、関係府省庁など

活動概要: インターネット上の偽情報・誤情報の監視、情報収集
ファクトチェックの手法研究、海外機関との連携
重大事案発生時の国民への周知、関係者との情報交換・連携など

緊急時の対応: (重大性等に応じて4つ程度のレベルを設定、国民への周知・連絡を速やかに図る)

- I すべての国民への緊急連絡
- II すべての国民への連絡
- III 該当する国民への連絡
- IV 関係者への連絡

設置時期: できるだけ早期に